

第49号議案

中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）11月10日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区立教育センター分室、中野区立野方図書館及び中野区立学校の使用料を改定する必要がある。

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

中野区行政財産使用料条例（昭和39年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表12の表研修室Aの項中「2,000円」を「1,500円」に、「2,700円」を「2,000円」に改め、同表研修室Bの項中「1,600円」を「1,200円」に、「2,000円」を「1,500円」に改め、同表研修室Cの項中「700円」を「500円」に、「900円」を「700円」に改める。

別表13(1)の表会議室二の項中「1,000円」を「700円」に、「1,300円」を「1,000円」に改め、同表会議室三の項中「400円」を「300円」に、「600円」を「400円」に改め、同表会議室四の項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に改め、同表会議室五の項中「1,200円」を「900円」に、「1,800円」を「1,300円」に改め、同表会議室六の項中「600円」を「400円」に、「900円」を「700円」に改め、同表会議室七の項及び会議室八の項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に改める。

別表13(2)の表中「1,200円」を「900円」に改める。

別表14(1)の表中「900円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,900円」に、「600円」を「900円」に改める。

別表14(2)の表中「900円」を「1,000円」に、「1,800円」を「2,100円」に、「600円」を「700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に中野区行政財産使用料条例別表12の表及び別表13の表に掲げる施設について施行日以後に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の別表12の表及び別表13の表の規定を適用した額とする。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可（前項に規定する場合の使用の許可を除く。）を受けている者の使用料については、なお従前の例による。